

令和2年度

埼玉県立越生高等学校

生徒募集要項(普通科・美術科)



〒350-0412 埼玉県入間郡越生町西和田600

電話 049(292)3651

FAX 049(277)1013

ホームページ <https://ogose-h.spec.ed.jp>

I 一般募集

※詳細は「令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

1 募集人員

学 科	募集人員	備 考
全日制 普通科(共学)	120名	・転勤等に伴う転編入学者の募集人員1名を含む。 ・帰国生徒特別選抜による募集人員3名を含む。
全日制 美術科(共学)	40名	・帰国生徒特別選抜による募集人員1名を含む。

2 出願資格

原則として保護者とともに県内に居住し、次の(1)～(3)のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) 令和2年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。

高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ令和2年度に入学する予定の者は出願できない。

3 出願手続

- (1) 出願書類(志願者が提出するもの)

入学願書(様式5) 受検票(様式5-2)	入学願書・受検票の用紙は中学校で配付されます。また、埼玉県教育委員会のホームページからダウンロードできます。
入学選考手数料	2,200円 ※「入学願書」の所定の位置に 埼玉県収入証紙 を貼って、消印しないで提出すること。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。
調査書(様式1)	中学校長から交付されます。
その他(該当する場合のみ)	「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」、「帰国生徒特別選抜」等に出願する場合、または私立中学校や県外の中学校から出願する場合は、別途必要となる書類があります。

(2) 出願書類の提出方法

ア 志願者が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和2年2月14日(金) を配達指定日 とすること。	令和2年2月17日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月18日(火) 午前9時から正午まで
提出先	本 校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	窓口を持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	本校校長は、「受検票」(様式5-2)を 2月17日(月)まで に投函する。	本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」(様式5-2)を交付する。

イ 出身中学校長(在学中中学校長を含む。以下同じ。)が提出するもの
「令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

4 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

5 第2志望

美術科から普通科への第2志望のみを認める。

美術科を志願する者は、第2志望を希望する場合「入学願書」(様式5)の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、「普通科」と記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

6 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和2年2月20日(木)から2月21日(金)まで 受付時間は、2月20日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月21日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、前記(1)の期間内に手続きを完了させること。

なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

本校の学科間における志願先変更、第2志望のみの変更の手続きも同様に行う。

7 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

8 学力検査

令和2年2月28日(金)に、本校で学力検査を実施する。

急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は「9 追検査」による。

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施する。英語にはリスニングテストを含む。

学力検査の日程等は次のとおりとする。

(1) 集合時刻 午前8時45分

(2) 日程

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(3) 携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス、弁当、上ばき

検査時に使用するもの	携行してはいけないもの
<input type="checkbox"/> 鉛筆 (シャープペンシルも可とする。) <input type="checkbox"/> 消しゴム <input type="checkbox"/> 三角定規 (直定規も可とする。) <input type="checkbox"/> コンパス	<input checked="" type="checkbox"/> 学力検査に必要なもの <input checked="" type="checkbox"/> 学力検査の公平性を損なうおそれのあるもの (例)下敷き 分度器(もしくは類似機能を持つ文具類) 文字、公式等が記入された定規等 和歌や格言等が印刷された鉛筆等 色鉛筆、蛍光ペン、ボールペン
検査時に使用を認めるもの	計算機、計算機能や辞書機能等のある時計 携帯電話等の電子機器類(時計がわりの使用も認めない。)
<input type="checkbox"/> 計時機能のみの時計	

(注意1) 受検票は常に携行し、検査中は定められた場所に置くこと。

(注意2) 学力検査時の時計は検査会場によっては掲示しないことがある。時計がなくても検査中に時間の経過を伝える。

9 追検査

(1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、5教科全ての学力検査及び実技検査・面接が受検できなかった志願者は令和2年3月4日(水)に実施する追検査を受検することができる。

(2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」(様式16)を令和2年3月2日(月)正午までに本校校長に提出すること。

(3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付すること。

(4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出願する。英語にはリスニングテストを含む。

(5) 「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者に対しては、3月2日(月)の実技検査を実施しない。また、追検査においても実検査は実施しない。不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集においては3月4日(水)に面接を実施する。

(6) 追検査は本校で実施する。

(7) 追検査の日程、配点等は、学力検査による。

10 実技検査

美術科の志願者には、令和2年3月2日(月)に実技検査を実施する。

急病その他やむを得ない事情により実技検査を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

ただし、「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者には、実施しない。

- (1) 集 合 時 刻 午前8時45分
- (2) 検 査 時 間 90分
- (3) 実技検査内容 鉛筆による素描
- (4) 持参するもの 受検票、鉛筆(H・HB・2B・4Bの4種類)、消しゴム(練り消しも使用可)。

11 入学許可候補者の発表

令和2年3月9日(月)午前9時、本校に受検番号を掲示する。

入学許可候補者は、受検票を持参し、必要書類を受け取ること。

なお、令和2年3月19日(木)に入学許可候補者説明会を行う。

II 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和2年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 第2志望の扱い

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜で美術科に志願した者が、普通科への第2志望を申告したときは、普通科においてはこの選抜の対象としない。

5 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

6 面接

「自己申告書」を提出した者には面接を実施する。面接の日時は該当者に別途通知する。

7 その他

ここで定めた内容以外の事項については、「I 一般募集」による。

III その他の出願及び帰国生徒特別選抜による募集

私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合及び、帰国生徒特別選抜に出願する場合は本校までお問合せください。

なお、手続等の詳細につきましては、「令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」をご参考ください。